
第5次芦屋市男女共同参画行動計画

ウイザス・プラン (原案)

第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画

第3次芦屋市女性活躍推進計画

～わたしらしく 暮らしやすく 働きやすく～

令和5年(2023年)3月

芦屋市

目 次

第1章 計画の趣旨と位置付け	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 計画の基本理念・目指す姿	5
2. 基本目標	5
3. 計画の期間	6
4. 施策の体系	6
5. 計画の進捗管理	8
6. 計画の推進体制	8
第3章 基本目標と取組内容	9
基本目標1. 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発	9
[施策の方向性] (1) 家庭・地域へ向けての取組	9
[施策の方向性] (2) 市職員への啓発や学校園等での学習	10
基本目標2. 安心して生活できる環境の整備	12
[施策の方向性] (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進	12
[施策の方向性] (2) あらゆる暴力の根絶	13
【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】(DV対策基本計画)	
基本目標3. 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	15
【第3次芦屋市女性活躍推進計画】	
[施策の方向性] (1) 女性へのエンパワメント推進	15
[施策の方向性] (2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援	18
数値目標	20
資 料	21
1. 前計画の数値目標の検証	21
2. 市民及び職員意識調査の概要	23
3. 委員名簿	23
4. 計画の策定経過	28
5. 男女共同参画推進のあゆみ(年表)	30
6. 芦屋市男女共同参画推進条例	33
7. 男女共同参画社会基本法	36

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	40
9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	49
10. 用語解説（50音順）	58

第1章 計画の趣旨と位置付け

1. 計画策定の趣旨

激動する社会の中で、より重要となった男女共同参画の推進に向けて

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」のことです。グローバル化や少子高齢化、人口減少、そして直近の新型コロナウィルス感染症の拡大の影響により、さらに社会の変化が加速するなか、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた世界的な潮流、社会の多様性と活力を高める観点から「男女共同参画社会の実現」は極めて重要です。その実現のためには、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消と、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないこと、そして様々な性別を理由とする不平等な取り扱いの解消に向けて取り組むことが重要です。

女性の活躍の推進やワーク・ライフ・バランスの実現のために

平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という）が施行され、本市においても第1次及び第2次女性活躍推進計画において継続的な取組を進めてきましたが、政策・方針決定過程での男女共同参画の進捗など、未だ多くの課題があります。また女性活躍推進のためには、女性自身だけでなく、女性が活躍できる環境整備とともに男性の意識・行動も変化していかなければなりません。

また男女ともに、家庭生活と両立しうる持続可能な働き方を実践するだけでなく、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し仕事以外の活動の場や役割を持つことが、「人生100年時代」と言われる現在においては、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられるため、働き方や暮らし方の見直しのための取組が重要です。

あらゆる暴力の根絶に向けて

性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。また、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化も懸念されているため、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組む必要があります。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）の施行により、本市においても第1次及び第2次配偶者等からの暴力対策基本計画により取組を進めてきましたが、DV相談室の認知度や若年層に向けた意識啓発に課題があり、より積極的な取組が必要です。

施策体系を見直し、より市全体で取組を推進する計画へ

平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第4次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」及び「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、「芦屋市男女共同参画推進条例」に基づき、市民及び職員に対する取組を総合的に進めてきました。

前計画における実績として、芦屋市男女共同参画センター「ウィザスあしや」が会議室や相談スペースを始めとする設備の充実した施設へと移転するとともに、講座・相談事業の実施、情報コーナーにおける貸出し図

書の充実など一定の成果を上げました。

しかし、25 の数値目標のうち達成できたのはわずか6にとどまり（資料「1. 前計画の数値目標の検証」参照）、引き続き課題解決に向けた継続的な取組とともに、直近の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響も踏まえた施策体系の見直しと効率的な取組の実施が必要と考えました。

以上のことから、前計画における取組を継承・発展させながら、現行の取組内容の評価・検証結果や、国の動き・新たな課題等を踏まえ、実効性を高めるための見直しや新たな施策等を盛り込むことで、市民一人ひとりが自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指し、市民、事業者等、国や県などの関係機関と連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けた取組や目標を示す新しい計画を策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては、これまで2つの計画に分かれていた「男女共同参画行動計画」及び「配偶者等からの暴力対策基本計画」を統合させ、基本目標2の（2）を「第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」に位置づけました。一体的に作成することで、より総合的かつ横断的な施策の推進を目指します。

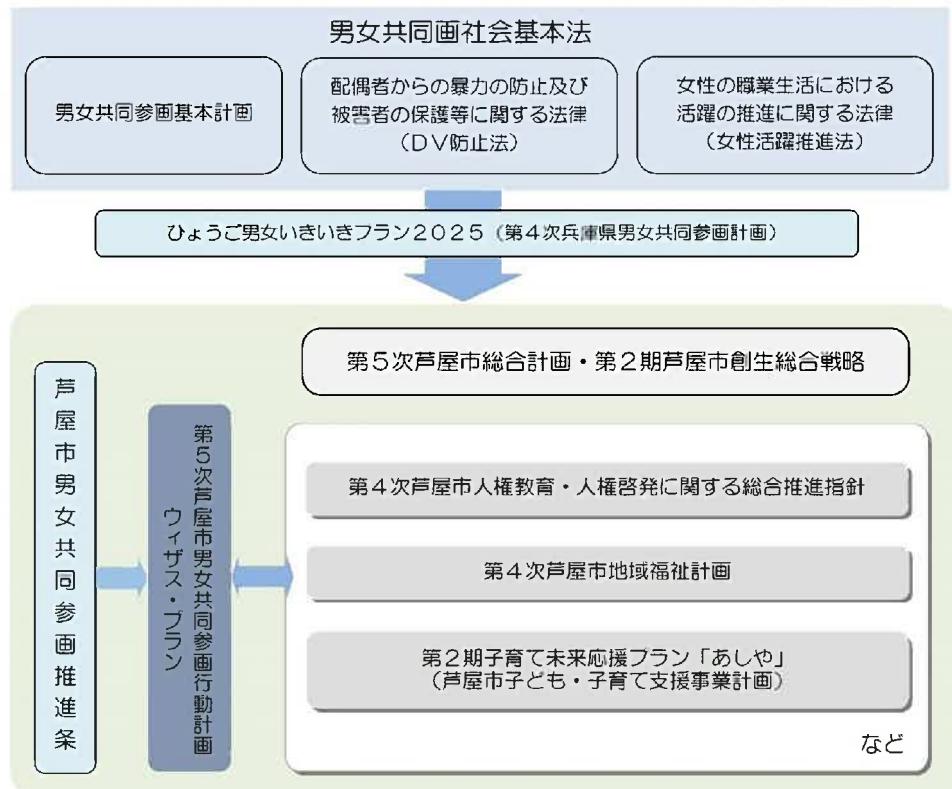
2. 計画の位置付け

本計画は、「第5次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン」と称し、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために、本市が取り組むべき施策の基本的な方向を示します。

また、本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に位置付けられると同時に、「芦屋市男女共同参画推進条例」第9条第1項に規定する行動計画です。また基本目標2の（2）は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画に該当し、同時に基本目標3は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく、市町村推進計画に該当します。

「第5次芦屋市総合計画前期基本計画」においては、施策分野2「健康福祉」の施策目標4「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」の実現を目指した分野別計画であり、重点施策です。

本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」等を勘案するとともに、本市の関連分野別計画との整合を図ります。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念・目指す姿

平成21年に施行した「芦屋市男女共同参画推進条例」の中で掲げている6つの基本理念（第3条）を本計画の基本理念とし、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

また、本計画から「わたしらしく、暮らしやすく、働きやすく」というキャッチフレーズを掲げ、計画について、親しみを持ってもらい、その方向性をわかりやすく伝えられるようにしています。

基本理念（第3条）

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨とすること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な理解と協調の下に行われること。
- (6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮すること。

2. 基本目標

本計画は国の「第5次男女共同参画基本計画」において強調している視点及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2025」の重点的に取り組む課題、前計画における成果や課題、芦屋市男女共同参画推進審議会及び芦屋市女性活躍推進会議での提言等を踏まえて、次の3つの基本目標を設定しました。3つの基本目標を軸に取り組むことで、「基本理念」の実現を目指します（施策の体系図は「4. 施策の体系」参照）。

なお、複数の課題解決に繋がる取組を実施するために、横断的に施策を実施する場合があります。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発

基本目標2 安心して生活できる環境の整備

※「第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」(DV 対策基本計画)を含む

基本目標3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

※「第3次芦屋市女性活躍推進計画」

3. 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年4月から令和10（2028）年3月までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢等の変化や、計画期間中に法律及び基本方針の改正等により、新たに盛り込むべき事項が生じた場合についても、必要に応じ見直しを行います。

4. 施策の体系

本計画の施策体系は、「基本目標」「施策の方向性」「主な取組」に分かれており、下記の通りです。

基本目標	施策の方向性	主な取組
1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発    	(1) 家庭・地域へ向けての取組    	①男女共同参画センターを中心とした取組 ②防災・減災への取組
2 安心して生活できる環境の整備     	(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進   	①年齢に応じた性教育の充実 ②ライフステージに応じた健康づくり ③悩み相談事業
3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進 【第3次芦屋市女性活躍推進計画】     	(1) 女性へのエンパワメント推進    	①女性が望む活躍への支援 ②性別役割の偏り解消のための取組

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：S D G s（持続可能な開発目標）

国の「第5次男女共同参画基本計画」において強調している視点、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2025」の重点的に取り組む課題、前計画における成果や課題、附属機関である芦屋市男女共同参画推進審議会での提言等を踏まえて、次の3つの重点取組を設定しました。

- 重点取組1：1-（2）- ①市職員の意識醸成
- 重点取組2：2-（2）- ②DVと性暴力防止のための取組
- 重点取組3：3-（2）- ②男性の家庭生活での活躍推進

上記3つの重点取組事項を掲げ、その遂行をより意識することで、その他の課題へ良い効果を生み出し、本計画全体として、効果的な成果につなげていきます。

5. 計画の進捗管理

本計画に基づく事業の実施状況等においては、進行管理調書の作成により進行管理を行い、「芦屋市男女共同参画推進審議会」及び「芦屋市女性活躍推進会議」において報告し、第三者的な立場から評価、意見、提言を受け、PDCAサイクルに基づいた計画の着実な推進を図っていくとともに、その評価結果や意見・提言の内容等をホームページ等で公表します。

また、公表の際は、市民にとってわかりやすい資料となるよう努めます。

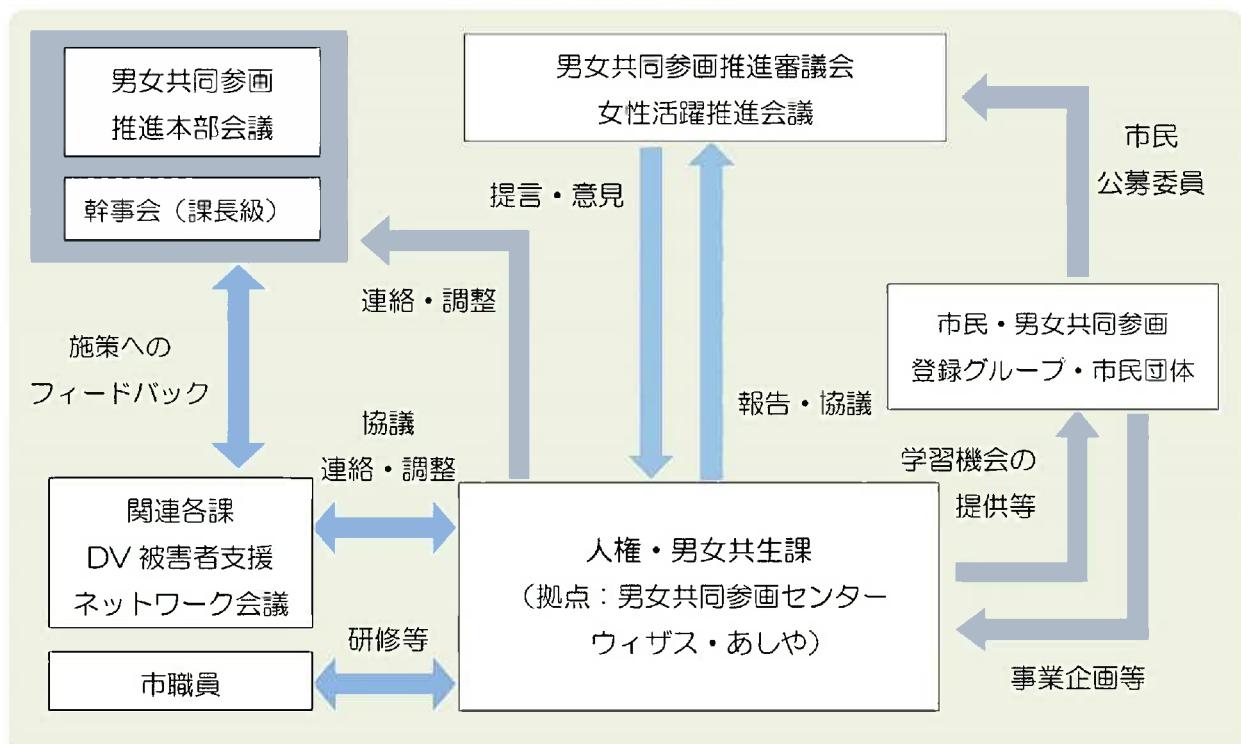


6. 計画の推進体制

配偶者等による暴力防止にかかる施策及び女性の活躍推進についての施策も含めた、男女共同参画推進施策を円滑かつ総合的に企画・調整し、実効性のあるものとして実施するために、男女共同参画推進審議会、女性活躍推進会議など第三者的な立場からの意見を聞きながら、市長を本部長とする男女共同参画推進本部や幹事会等、全庁的な推進体制の下で、施策の推進を図ります。

また、効果的な取組を行うためには、行政主体の取組だけでなく、事業の内容に応じて市民や市民団体との協力や、関係機関との連携が必要であり、市民と行政が協働して男女共同参画施策を推進できるよう連携強化を目指します。

計画の推進体制



第3章 基本目標と取組内容

基本目標1. 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発

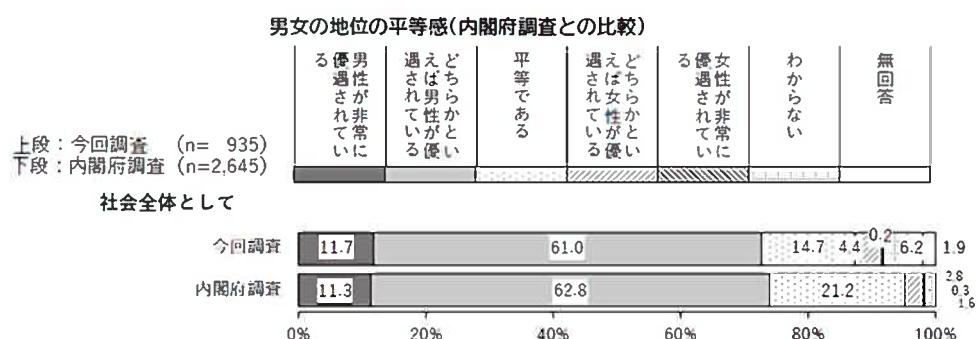
[施策の方向性] (1) 家庭・地域へ向けての取組

誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮しながらあらゆる分野に参画し、均等に責任を担い、しあわせを分かち合うためには、地域・家庭において男女共同参画についての理解を深めることが重要です。

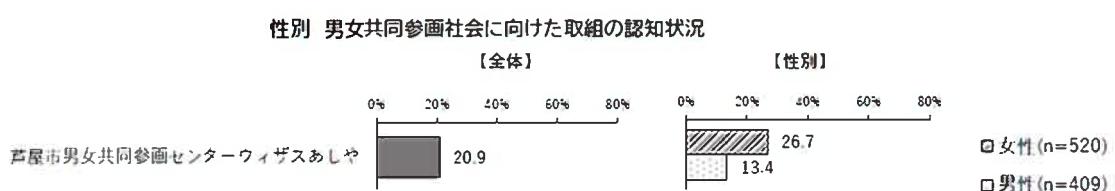
近年の社会情勢として、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、人生100年時代の到来、デジタル社会への対応、頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響などにより、社会全体として一層、男女共同参画の取組が必要とされています。

芦屋市の状況をみてみると、意識調査で、男女の地位の平等感について、社会全体として「男性が非常に優遇されている(11.7%)」または「どちらかといえば男性が優遇されている(61.0%)」を選択した割合が、合わせて72.7%と大半を占めており、社会で男性が優遇されているという認識が高いことがわかります。

また、平成31年1月より現在の場所に移転し、より設備の充実した男女共同参画センターについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、「芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや」を見たり聞いたりしたことがあるという回答が20.9%と、まだまだ低水準となっています。



資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年



資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年

[主な取組]

① 男女共同参画センターを中心とした取組

様々な広報活動を組み合わせ、図書の貸出しや交流スペース、貸室等の利用を促進していくことで、まずは男女共同参画センター自体の認知度を高めていきます。さらに、引き続き「芦屋市男女共同参画センター通信 ウィザス」の発行をはじめとした周知・啓発を行いつつ、デジタル社会への対応など新たな手法も取り入れ、子育て世代を含めた若年層にアプローチできるように取り組みます。

また、男女共同参画センターで実施する事業について、若年層を含む幅広い年齢層に向けた事業を充実させ、国、県や包括連携協定などを含めた民間事業者等との連携・協働をすすめます。

男女共同参画に関連する活動を行う登録グループの行う学習、研究、講座の実施等の支援を行います。また登録グループで組織する芦屋市男女共同参画団体協議会においては、グループ間の情報交換・交流の支援を行うとともに、毎年協働して開催する『ウィザスあしやフェスタ』を今後も継続していきます。

② 防災・減災への取組

災害は、発生した災害そのものだけでなく、人々の男女共同参画への理解度により、総合的な被害の大きさが変わってきます。

災害から受ける影響は性別、年齢や障がいの有無など様々な状況によって異なるため、平時から男女共同参画への理解を深めることにより災害時の困難を最小限にすることが重要です。

防災訓練等市民向けイベントや、地区防災計画作成支援の場において、防災・減災のための男女共同参画の視点を継続的に周知・啓発していきます。

[施策の方向性] (2) 市職員への啓発や学校園等での学習

様々な政策を形成し遂行する立場である職員の意識は非常に重要であり、その意識の高さが、各種施策において男女共同参画がどれくらい浸透するかに大きく影響します。全ての職員が男女共同参画の意義を理解し、率先して推進するよう、職員に向けた啓発を積極的に行います。

また、男女共同参画社会を築くために、教育・学習が果たす役割は非常に大きなものです。子どもたちが自分らしく、自由に将来の夢や希望が持てるよう、学校等で進路指導に携わる教育関係者が、固定的な性別による考え方と離れず、子どもたち一人ひとりが主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導ができるよう教育委員会と連携を密にし、男女共同参画に関する情報を積極的に共有します。そして、学校教育において、性別にかかわらず多様な生き方を選択できること、その大切さについて、継続して学習機会を提供していきます。

[主な取組]

① 市職員の意識醸成

様々な男女共同参画の視点を持った取組の担い手である各所管課の職員の意識を向上させるため、職務における基本的事項を習得する機会である新任職員研修において、その重要

性の浸透を図っていきます。

また、その後の節目、係長や課長など、役割が変わり昇任するタイミングにおいても、機会をとらえて、ハラスメント防止を含め、積極的な男女共同参画についての啓発を行っていくことで、全ての職員が性別に関係なく自身の能力が發揮できるような環境整備に努めます。

特に、防災に関する男女共同参画の視点については、防災関連の部署と連携を深め、啓発を推進していきます。

② 多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供

子どもたちが自己を形成していく過程である学校教育の場において、男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さの理解を深められるよう、進路指導を含む教育上のカリキュラム内における男女共同参画の重要性についての学習機会を確保しつつ、さらには、男女共同参画週間や、「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会をとらえた教育委員会との情報共有、子どもたちへの情報発信を行ってまいります。

基本目標2. 安心して生活できる環境の整備

[施策の方向性] (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進

全ての人が生涯にわたって、心身ともに健康で充実した生活を送るため、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。

近年は、晩婚化等による初産年齢の上昇、不妊治療を希望する男女の増加、そのための経済的負担の軽減や仕事との両立支援が求められており、新型コロナウイルス感染症感染拡大の中における不安も課題となっています。

市民意識調査では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」という言葉を見聞きした割合は、男女ともに5%未満と極めて低い割合となっており、まだまだ認知されていない状況です。

心身及びその健康については、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手していくことが重要であるため、市民それぞれが、自身の健康管理とライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、情報提供や支援が必要です。

〔主な取組〕

① 年齢に応じた性教育の充実

デジタル化社会への対応が求められる現代においては、コミュニティサイト等における性被害が問題になるなど、これまで以上に時代に沿った対応が求められています。

したがって、これまでの性教育に加え、自分自身が加害者にも被害者にもならないように、学校教育等において時代の変化に対応した性教育に取り組みます。

また、急速に変化する社会においては、性教育が求められる分野の変化も早いため、学校教育だけでなく、大人への周知・啓発の重要性も増してきます。各年齢層に合った情報発信の手段を検討し、実行していきます。

② ライフステージに応じた健康づくり

性差・年代によって、心身の状態は大きく異なるため、自身の身体はもとより、男女がお互いの身体に対して正しい情報と理解を持ち、思いやりのあるライフプラン設計ができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の概念を周知し、的確な保健・医療に関する情報発信に努めます。

さらには、人生100年時代といわれるなか、健康寿命を延ばし、人生において更なる活躍が可能となるよう更年期前後からの健康支援の重要性も高まっているため、より幅広い年代に対して必要な情報が届くよう取組を進めるとともに、各種の健康診査、健康相談の実施など生涯にわたる健康支援対策を行います。

③ 悩み相談事業

根強く残る固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに基づく女性に特有の悩みへ、継続してきめ細やかな対応が求められています。また、近年の新型コロナウイルス感染症の流行により、女性の家事・育児時負担の増加をはじめ、高齢者、シングルマザー、非正規雇用などの弱い立場の人々が窮地に追い込まれないよう、困難を抱える女性を含めた

個人への支援の必要性が高まっているため、相談事業を継続的に実施し、秘密厳守で安心・安全に相談が可能であることを多様な方法で周知し、他の機関や支援につなげるなど、ご本人に寄り添う取組を続けていきます。

[施策の方向性] (2) あらゆる暴力の根絶

【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】(DV 対策基本計画)

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)やデート DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力などは、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、暴力防止と被害回復のための取組を推進し、あらゆる暴力の根絶を図ることは、誰もが充実した生活を送ることのできる男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題です。

本市では、平成 23 年 11 月に設置した芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市 DV 相談室）に婦人相談員¹を配置し、DV 被害者からの相談を受け、その気持ちに寄り添いながら、必要に応じた情報提供や関係機関との連携により、被害者の支援に取り組んできました。

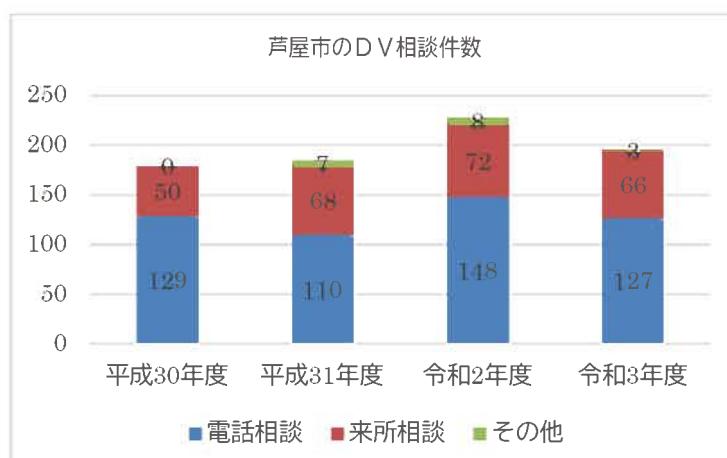
しかしながら、令和 3 年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「芦屋市 DV 相談室」を「見たり聞いたりしたことがある」人が全体の 7.3%、配偶者やパートナーから暴力を受けたことがある人でも 8.8% となっており、まだまだ認知されていない状況です。

また、庁内関係課や警察署、健康福祉事務所、医師会で構成される DV 被害者支援ネットワーク会議を設置していますが、より充実した支援のため、情報共有や連携を強化する必要があります。

被害者の多くは貧困等生活上の困難を抱えた女性です。これら困難を抱える全ての被害女性が誰一人取り残されないよう、それぞれに応じた支援が必要です。

暴力を受けた人が安心して相談できる相談機関の周知徹底を行い、その後の生活を安心して安全に暮らせるよう、切れ目なく包括的な支援が必要です。

あらゆる暴力の根絶のためには、社会における男女間の格差是正及び意識改革は欠かせず、暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。



資料：芦屋市 事務報告書

¹ 令和 6 年 4 月からは「困難を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」により「女性相談支援員」となる。

[主な取組]

① DV 被害者支援

被害を受けた方が、誰にも相談しないで、ひとりで悩みを抱え込み、自分さえ我慢すればよいと考えることにより、被害が潜在化しやすく、深刻化することがあるため、安心して相談でき、情報提供や支援につながるDV相談室を様々な機会をとらえて周知します。

被害者からの相談には、その気持ちに寄り添いながら、必要に応じて、安心して安全に暮らすための情報提供を行います。そして、芦屋警察などの関係機関と連携し、緊急時における安全確保や自立に向けた切れ目のない支援を行うとともに、相談・支援を通じて得た被害者に係る情報管理を徹底します。

様々な困難を抱えた被害女性に対しては、専門の相談窓口などの情報提供のほか、状況に応じた多面的な支援を進めます。

また、被害者支援の連携を強化するため、DV被害者支援ネットワーク会議・専門部会を開催するほか、相談を充実させるため、婦人相談員等の支援者は県主催の研修に参加するなどして資質の向上に努めます。そして、支援者や周囲の無理解、心ない言動による被害者への二次的な被害を防ぐための啓発に取り組みます。

② DVと性暴力防止のための取組

被害者の多くは女性であり、あらゆる暴力の根絶を図ることが男女共同参画社会の実現においては不可欠であるため、国が定めた毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、社会における男女間の格差是正や意識改革に向けた、男女共同参画に関する意識の浸透を図れるよう取組を行います。

被害を受けた方のほか、その家族や友人、被害を発見した方、また、市職員に対して、暴力の種類やDV・加害者の特性、2次被害の防止についての啓発を行うとともに、DVの相談先を周知します。また、被害者の多くは女性ですが、男性の被害者もいることから、被害を受けた方はどなたでも相談できるということが分かるような周知に努めます。

また、市内公立中学校を中心に、DVやデートDV防止について、加害者にも被害者にも傍観者にもならない意識づくりのための授業の実施等による啓発を行います。

生命の尊さを学び、生命を大切にする教育や、若年層をターゲットにした性犯罪・性暴力防止についても、子どもの発達段階に応じた啓発・情報提供に取り組みます。

基本目標3. 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

【第3次芦屋市女性活躍推進計画】

[施策の方向性] (1) 女性へのエンパワメント推進

人生100年時代を迎え、日本の女性の半数以上は90歳まで生きると言われています。離婚件数は結婚件数の3分の1で、結婚すれば生涯、経済的安定が約束されるという「永久就職」はもはや過去のものとなりました。²

女性の人生と家族の姿は多様化し、昭和の時代の想定が通用しなくなつたほか、労働力人口の減少と少子高齢化により、人口の51.3%³を占める女性の活躍はますます必要だと言えます。

また、政策・方針決定過程に男女がともに参画することは、持続可能な社会、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

本市では、女性活躍推進法（平成27年法律第64号）に基づく「第2次芦屋市女性活躍推進計画」により、芦屋リジューム事業や女性のためのステップ相談（女性活躍相談）、起業・就労のための講座など、様々な女性活躍推進の取組を進めてきました。

令和3年実施の市民意識調査では、女性が職業をもつことについて、「結婚や出産、子育てにかかわらず、職業を持ち続けるのがよい」(49.1%)が、前回(平成28年)調査(35.4%)と比べて13.7ポイント高くなっていますが、令和元年実施の内閣府調査(61.0%)と比べると11.9ポイント低くなっています。

また、前述の第2次計画の数値目標である市附属機関等に占める女性委員の割合35.4%は、40%以上という目標を達成できていません。

さらに、市職員の女性管理職の割合35.2%⁴は、兵庫県市町平均18.8%に比べると、高い割合となっていますが、市職員の男女の割合48.7%から見ると、低いと言わざるを得ません。令和3年実施の職員意識調査では、役職への昇任意向について、役職の職位が高くなるほど「希望しない⁵」と答える割合が高くなっています。課長級につくことについて（課長補佐級以下の職員のみが回答）は、性別では男性の「希望する⁶」が29.8%で、女性12.6%より17.2ポイント高くなっています。昇任を望まない理由は、「責任が重くなるから」(49.9%)が最も多く、次いで「休日や時間外は仕事以外のことに時間を使いたい」(41.1%)、「他のライフワークを優先したい」(38.8%)の順となっています。

市職員を含めた社会全体への啓発と、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援とともに女性活躍推進のさらなる取組の強化が必要です。

就労や起業だけでなく、その前段階で悩みを抱え、今よりも一歩踏み出したいと考えたり、活躍を願う女性がその能力を発揮できるよう、女性が望む支援を行います。

² 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022より

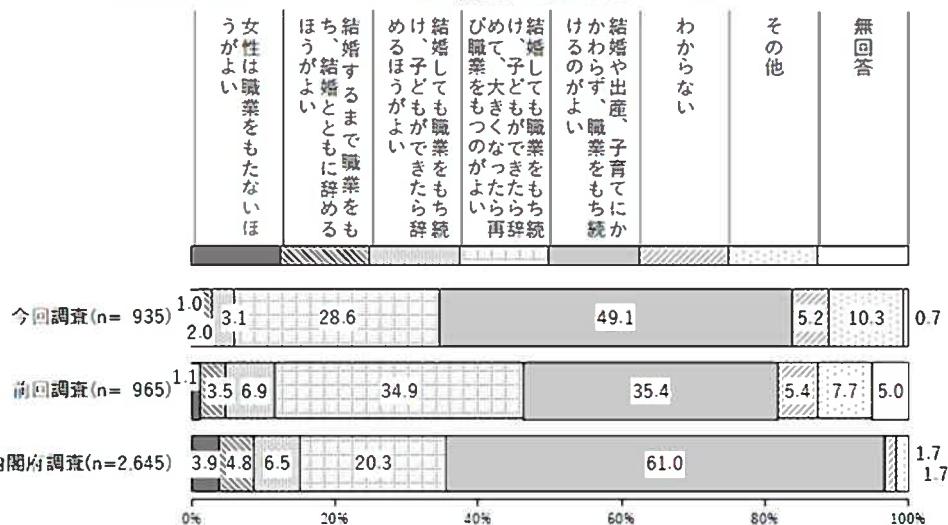
³ 総務省「人口推計」(2019(令和元)年10月1日現在)

⁴ 兵庫県の市町男女共同錯覚施策推進状況調査：令和3年4月1日現在

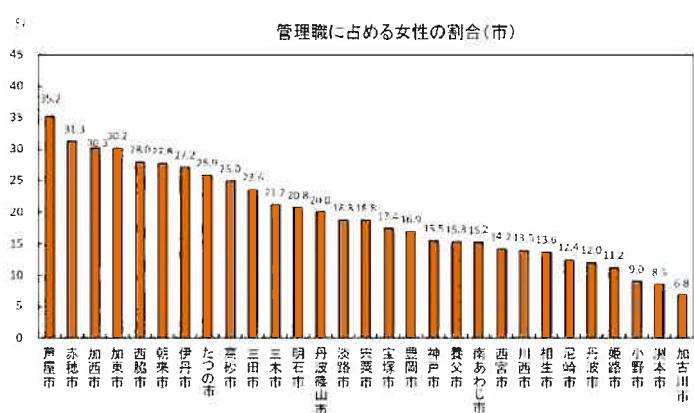
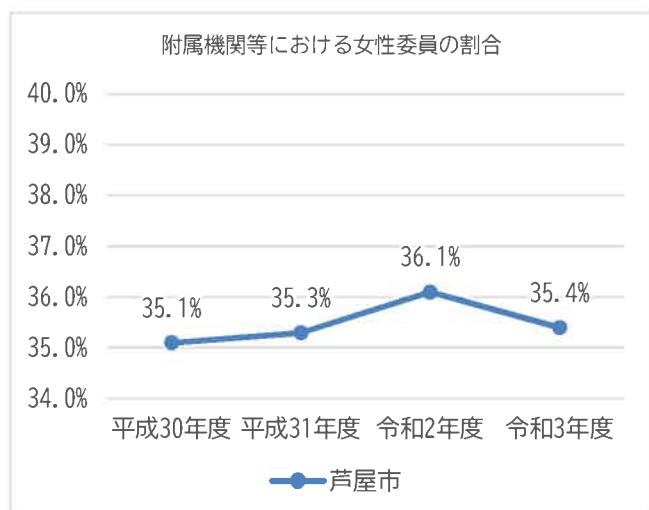
⁵ 「望まない」と「どちらかというと望まない」を合わせたもの

⁶ 「望む」と「どちらかというと望む」を合わせたもの

女性が職業をもつことについて(前回調査、内閣府調査との比較)

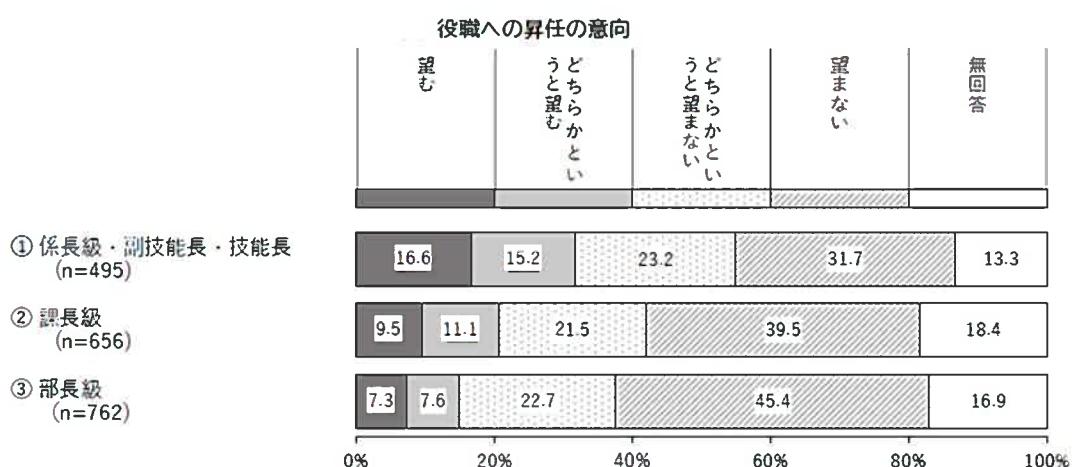


資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年

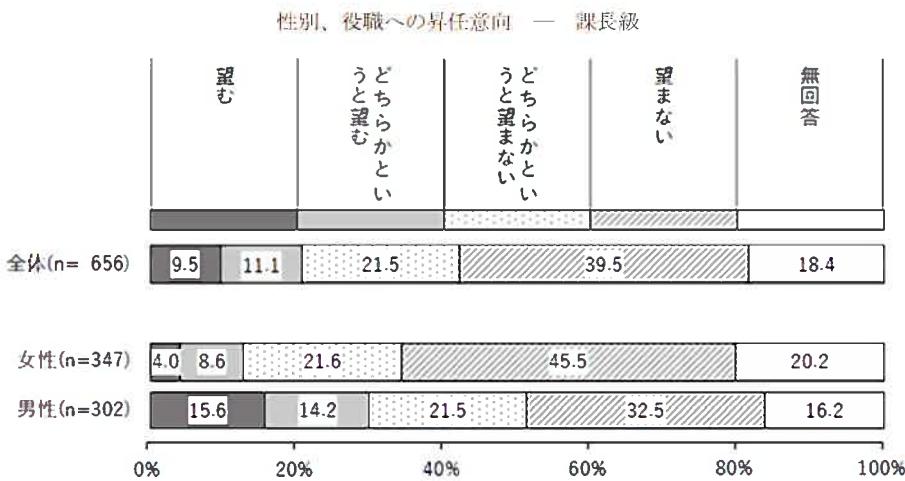


資料：兵庫県男女共同参画施策の推進状況調査 令和3年4月1日現在

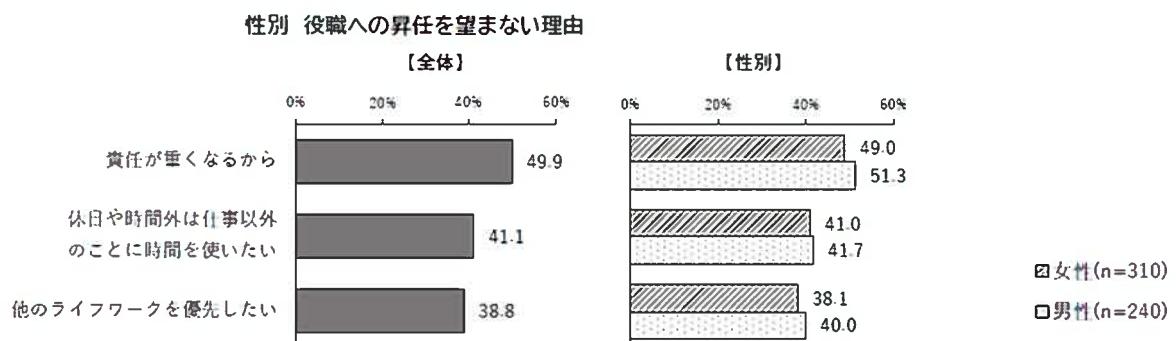
資料：兵庫県男女共同参画施策の推進状況調査



資料：芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査 2021(令和3)年



資料：芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査 2021(令和3)年



資料：芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査 2021(令和3)年

[主な取組]

① 女性が望む活躍への支援

起業や就労だけでなく、その前段階で一步を踏み出したいと悩みを抱えている女性が、生き方や働き方を考えることにより就労や起業等へつながり、自身が望む活躍が叶うよう、平成29年度からはじめた芦屋リジューム事業によって、女性を応援するためのプログラムを実施します。

また、起業や就労につながるスキルアップ講座や再就労支援に関する講座などを開催すると同時に、就業・起業・地域活動等で悩みを抱える女性に適切な情報提供や助言などを行うため、常設の「女性のためのステップ相談（女性活躍相談）」事業を引き続き実施し、必要に応じて関係機関と連携して支援します。

さらに、女性活躍推進に関する事業について幅広い意見を取りいれるため、「女性活躍推進会議」を開催し、事業内容によっては、推進会議の委員やその所属団体・事業者等と連携しながら講座等を企画・実施します。

② 性別役割の偏り解消のための取組

附属機関や地域・市民団体等、あらゆる分野の方針や意思決定の場面で、性別の偏り解消のための啓発や情報提供を行います。また、多様な視点・価値観を市の政策や方針に取り入れるために、市の課長级以上の管理職に占める女性職員の割合増加に向け、女性職員のキャ

リア形成支援や意識・資質向上研修等を実施し、参加を促進します。

事業所に向けては、男性の育児休業取得や女性活躍推進の必要性、一般事業主行動計画、「えるぼし認定」⁷や「プラチナえるぼし認定」などについて、周知します。

[施策の方向性] (2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

性別に関わりなく働きたい人が、仕事と子育て・介護・地域活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職場での能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その個性と能力を十分に発揮できることが重要です。

結婚や妊娠、出産などのライフイベントによって、女性が就労や地域活動などを諦めることなく活躍し続けるには、テレワークや時差勤務などの多様な働き方や、「夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方（固定的性別役割分担意識）にとらわれないことが必要です。

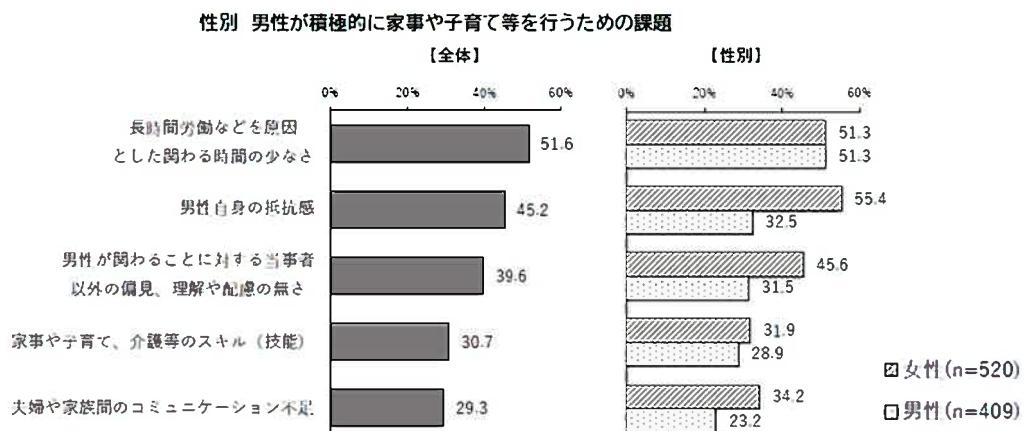
ワーク・ライフ・バランスの促進は、女性の活躍を推進するだけでなく、男性の家事・育児・地域活動等への参画を可能にします。仕事に追われがちな男性にとって、職場以外に活躍の場を作ることは、人生の選択肢を広げることにつながります。

また、誰もが暮らしやすく働きやすい社会をつくるためには、子育てや介護等を地域や社会全体で支える意識や仕組み・環境づくりが必要です。

令和3年実施の市民意識調査では、男性が積極的に家事・子育て等を行うための課題は、「長時間労働などを原因とした関わる時間の少なさ」(51.6%)が最も高く、次いで「男性自身の抵抗感」(45.2%)、「男性が関わることに対する当事者以外の偏見、理解や配慮の無さ」(39.6%)の順となっていて、「家事や子育て、介護等のスキル（技能）」(30.7%)が続いている。

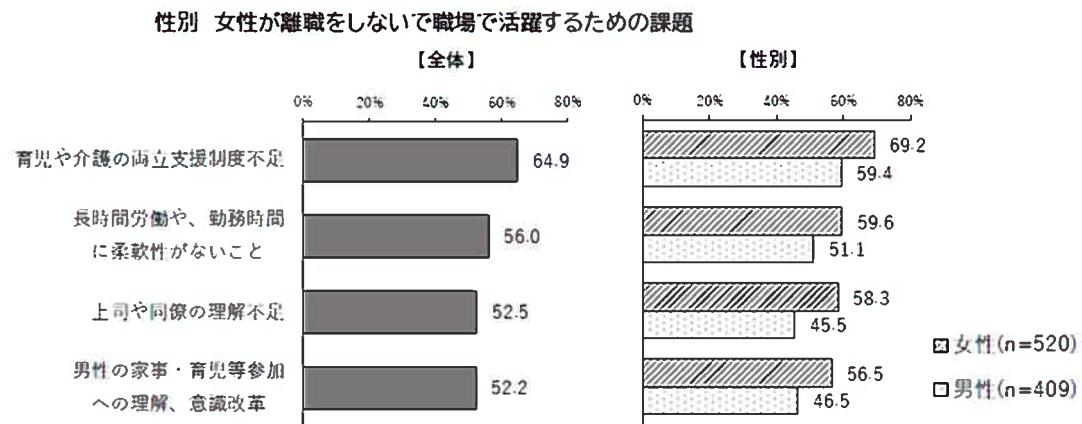
また、女性が出産や介護などによる離職をしないで職場で活躍するための課題では、「育児や介護の両立支援制度不足」(64.9%)が最も高く、次いで「長時間労働や、勤務時間に柔軟性がないこと」(56.0%)、「上司や同僚の理解不足」と「男性の家事・育児等参加への理解、意識改革」(各 52.2%)の順となっています。

性別に関わらず、働き続けることを希望する人が、子育てや介護等をしながらでも就労継続を諦めない環境づくりや意識啓発、情報提供を行います。



資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年

⁷ 「女性活躍推進法」に基づき、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度で、えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができる。



資料：芦屋市「男女共同参画に関する市民意識調査」2021(令和3)年

〔主な取組〕

① 子育て・介護等の支援

子育てアプリの活用や乳幼児健診などの機会をとらえ、子育て支援やワーク・ライフ・バランス実現に向けた情報提供、啓発を行います。また、待機児童の解消に向けた取組や病児病後児保育の実施など、多様な保育サービスの充実を図ります。

さらに、家族で参加しやすい土日開催の男女共同参画や子育て支援事業のほか、子育て相談、育児相談を引き続き実施します。

誰もが直面しうる課題である介護は、医療・予防・生活支援サービスなどが連携した包括的な支援や地域密着型サービスにより、地域全体で支える仕組みを推進し、在宅・施設福祉サービスを実施します。

また、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、夫婦やパートナーと一緒に参加できる講座を開催するなど、情報提供を行います。

② 男性の家庭生活での活躍推進

男性の家事・育児など家庭生活への積極的な参画を促し、男性自身の人生の選択肢を増やすためにも、男性向けの料理教室や育児講座を開催し、男性の家庭生活での活躍を推進します。また、「産後パパ育休」の創設などを内容とする改正育児・介護休業法の施行などの周知に努めるとともに、いわゆる「取るだけ育休」とならないよう、啓発します。

③ 働き方改革の推進

まずは、職場の男女共同参画の実現に向け、市職員の意識改革に取り組むとともに、事業所等に対して模範となるよう、率先して市が働き方改革を行います。また、取得率が低い男性職員の育児に関する休暇取得に向けて、取得しやすい職場環境づくりや、意識の醸成を図ります。

様々な年代の市民や事業者等に対しては、多様な媒体を活用し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や情報提供を行ったり、関係機関と連携しながら多様な働き方を提案・促進します。

数値目標

次の数値目標を設定し、達成に向けて取組を実施します。なお、灰色の欄は本計画期間において、重点取組項目とします。

基本目標 No.	施策の方向性	主な取組	項目	現状	目標
				(令和3年度)	(令和9年度)
1	(1) 家庭・地域へ向けての取組	①男女共同参画センターを中心とした取組	講座参加人数	426人	500人
		②防災・減災への取組	啓発実施回数	—	年3回以上
	(2) 市職員への啓発や学校園等での学習	①市職員の意識醸成	研修参加人数	88人	100人
		②多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供	啓発実施回数	年1回	年3回以上
2	(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進	①年齢に応じた性教育の充実	啓発実施回数	—	年3回以上
		②ライフステージに応じた健康づくり	啓発実施回数	年2回	年3回以上
		③悩み相談事業	女性相談認知度 (市民意識調査)	9.1%	30%以上 (市民意識調査)
	(2) あらゆる暴力の根絶	①DV被害者支援	DV相談室の認知度 (市民意識調査)	7.3%	30%以上 (市民意識調査)
		②DVと性暴力防止のための取組	予防啓発・講座・研修実施回数 市職員 2回 市民・若年層 1回	市職員 2回 市民・若年層 1回	年3回以上 年2回以上
		③女性が望む活躍への支援	女性のためのステップ相談件数	25人	50人
3	(1) 女性へのエンパワメント推進	②性別役割の偏り解消のための取組	市附属機関等における女性委員の割合	35.4%	40%以上 60%以下
		③市課長級以上の管理職に占める女性職員の割合	課長級以上 33.3% 部長級以上 9.1%		40%以上 15%以上
		④子育て・介護等の支援	待機児童数	160人	0人
	(2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援	⑤男性の家庭生活での活躍推進	男性向けの啓発実施回数	—	12回
		⑥働き方改革の推進	市男性職員の育儿に関する休暇取得率 出産補助休暇 71.4% 育儿参加休暇 38.1% 育儿休業 18.2%		80%以上 50%以上 30%以上
		⑦育儿支援の充実	育儿支援の充実度	—	年3回以上

資料

1. 前計画の数値目標の検証

●第4次芦屋市男女共同参画行動計画

基本目標	内容	項目	計画策定期 (平成28年度)	現状 (令和3年度)	目標 (令和4年度)	所管
1 意識づくり 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	男女共同参画センター等で一時保育付き事業・講座を実施し、啓発	講座実施回数	年13回	年18回 (新型コロナによる中止1回を含む)	年18回	人権・男女共生課
	芦屋市独自の記事を掲載したセンター通信「イザス」を季刊誌として発行・配架	センター通信「イザス」の認知度	21.0% (市民意識調査)	11.2% (市民意識調査)	40%以上	人権・男女共生課
	講座や事業実施時に周知するとともに、概要版を市内施設に配架	芦屋市男女共同参画推進条例の認知度	36.7% (市民意識調査)	10.1% (市民意識調査)	50%以上	人権・男女共生課
	小・中学校の家庭科や社会科等における男女共同参画の学習	授業での講演会の実施回数	1回	講演会0回 すべての小・中学校全学年で授業を実施	3回	人権・男女共生課 学校教育課
	人事課特別研修（専門研修）「男女共同参画研修」	職員研修の参加者数	30人	職員研修 47人 新任職員研修 41人	40人	人権・男女共生課
2 仕組みづくり 男女共同参画社会実現のための仕組みづくり	家族で参加しやすい1日開催事業を実施	事業・講座への参加者数	1,227人	1,352人	1,500人	子育て推進課 人権・男女共生課
	兵庫県等と連携し、男女共同参画を推進するリーダーを育成・配達・活用	事業実施回数	年1回	0回	年1回以上	人権・男女共生課
3 環境整備 ひとりひとりが尊重される環境の整備	健常講座において性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する啓発を実施	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の言葉の認知度	3.1% (市民意識調査)	4.0% (市民意識調査)	10%	人権・男女共生課
	・心の悩み相談 ・家事相談 ・法律相談	相談件数	233件	166件	260件	人権・男女共生課
4 体制と拠点の充実 市民や男女共同参画を推進する団体との協働と支援	男女共同参画図書コーナーの貸出し資料の充実	図書貸出し冊数	90冊	1,180冊	180冊	人権・男女共生課
	男女共同参画センターの団体交流スペース等の設備や予約の利便性を高め、団体の交流を促進	団体交流スペースの利用件数	115件	125件	150件	人権・男女共生課
5 全ての女性の活躍を推進 (第2次芦屋市女性活躍推進計画)	自己分析やコミュニケーション講座等の実施	参加人数（延べ）	17人	8人	35人以上	人権・男女共生課
	就労・起業のためのパソコン講座等の実施	参加人数（延べ）	69人	パソコン講座 11人	100人以上	人権・男女共生課
	女性委員比率40%を目標に積極的な男女共同参画推進	女性委員比率	36.9% (H29.4.1現在)	35.4% (R3.4.1現在)	40%以上	附置機関等所管課
	職務遂行能力、適性等を総合的に判断した職員の適正な配置	市の管理職等に占める女性職員の割合	※1 管理的地位 (課長級以上) 29.3% (部長級以上) 9.4%	※1 管理的地位 (課長級以上) 33.3% (部長級以上) 9.1% ※2 部課長級 38.1% (R3.4.1現在)	※1 管理的地位 (課長級以上) 35%以上 (部長級以上) 12%以上	人事課
6 仕事と生活の両立 (第2次芦屋市女性活躍推進計画)	多様な媒体を活用した様々な年代に向けた啓発と情報提供	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知度	27.8% (市民意識調査)	29.6% (市民意識調査)	70%以上	人権・男女共生課
	市男性職員への育児休業や出産補助休暇、介護休暇の取得促進	男性の育児に関する休暇取得率	出産補助休暇 90.6% 育児参加休暇 53.1% 育児休業 6.1%	出産補助休暇 71.4% 育児参加休暇 38.1% 育児休業 18.2%	出産補助休暇 95%以上 育児参加休暇 60%以上 育児休業 10%以上	人事課

※1 市長部局・上下水道部・教育委員会・各種行政委員会・芦屋病院（学校・園除く。）

※2 市長部局・上下水道部・教育委員会・各種行政委員会（保育所・学校・園除く。）

●第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画

基本目標	内 容	項 目	計画策定時 (平成28年度)	現 状 (令和3年度)	目 標 (令和4年度)	所 营
1 啓発・教育の充実	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	芦屋市DV相談室の認知度	30.0% (市民意識調査)	7.3% (市民意識調査)	50%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	DV防止法の認知度	53.2% (市民意識調査)	43.9% (市民意識調査)	65%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	データDVの認知度	17.9% (市民意識調査)	17.9% (市民意識調査)	30%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	DV防止講座開催回数	—	—	年1回	DV相談室
	窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	市職員へのDVについての研修回数	年1回	新任職員研修 1回 府内窓子掲示板での周知1回	年1回以上	DV相談室 人事課
	府内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発	府内システム（グループウェア）を活用した啓発回数	—	1回	年1回以上	DV相談室
2 相談体制の充実	DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデータDVについて予防啓発講座を実施	データDVに関する予防啓発講座の開催回数	—	年1回	年1回以上	人権・男女共生課 学校教育課
	スーパービジョンの実施	スーパービジョンの実施回数	年1回	0回 (ニーズなし)	年1回以上	DV相談室

※「第4次芦屋市男女共同参画行動計画」及び「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」現状（令和3年度）の列の灰色の欄は目標未達成の項目

※未達成の項目から読み取れる課題は、

- ・男女共同参画センター移転直後に新型コロナウィルス感染症が流行したことで、活動が制限され、十分な事業の実施ができなかった。事業の実施にあたっては、対面での実施を含め、近年浸透したオンライン形式など様々な実施方法により、参加しやすい事業を実施していくことが重要である。
- ・男女共同参画センター自体や、相談事業、DV相談室など、基本的な認知度が全体として低い。認知度の底上げを図るための取組が必要である。
- ・数値目標の数が多過ぎたため、広く薄い活動になり、効果が出にくい状況にある。目標の数を絞り、レベルを適切なものに設定して、効果的な取組へつなげ、その相乗効果を他の項目にも波及させるよう取り組む必要がある。

2. 市民及び職員意識調査の概要

令和3(2021)年度に、本計画の基礎資料とするため「男女共同参画に関する市民及び職員意識調査」を実施しました。対象者や回収率等は次のとおりです。

	市民意識調査	職員意識調査
調査対象者	市内在住の18歳以上の市民	全職員（特別職は除く。）
対象者数	2,000人（男女各1,000人）	1,826人
調査方法	郵送による調査票の配付 もしくは インターネットによるアンケートフォーム回答	
調査期間	令和3(2021)年8月26日～9月17日	
回収数・回収率	935件(46.8%)	1,341件(73.4%)
調査項目	(1)回答者の属性 (2)男女の平等意識などについて (3)家庭生活や仕事について (4)DVについて (5)男女共同参画の取組について	(1)回答者の属性 (2)男女の平等意識などについて (3)家庭生活や仕事について (4)昇任の希望などについて (5)芦屋市DV相談室について (6)男女共同参画の取組について

3. 委員名簿

●芦屋市男女共同参画推進審議会委員名簿

令和5年3月現在

	氏名	所属等
学識経験者	◎ 奥野 明子	甲南大学経営学部教授
	○ 細川 由美子	姫路大学看護学部助産学領域講師
	武本 夕香子	弁護士
	関 めぐみ	甲南大学文学部社会学科講師
委市民	城戸 知子	公募市民委員
団体代表	大場 由裕	芦屋地方労働組合協議会
	福本 吉宗	芦屋市商工会
	橋本 明美	芦屋市自治会連合会
	熊懷 賀代	芦屋市男女共同参画団体協議会

敬称略 ◎会長 ○副会長

●芦屋市男女共同参画推進本部員名簿

令和5年3月現在

職務	氏名	役職名
本部長	伊藤 舞	市長
副本部長	佐藤 徳治	副市長
本部員	福岡 憲助	教育長
	西田 憲生	技監
	上田 剛	企画部長
	森田 昭弘	総務部長
	御手洗 裕己	総務部参事（財務担当部長）
	大上 勉	市民生活部長
	中山 裕雅	福祉部長
	中西 勉	こども・健康部長
	辻 正彦	都市建設部長
	稗田 康晴	会計管理者
	阪元 靖司	上下水道部長
	奥村 享央	市立芦屋病院事務局長
	北村 修一	消防本部消防長
	川原 智夏	教育委員会管理部長
	井岡 祥一	教育委員会学校教育部長
	茶嶋 奈美	教育委員会社会教育部長

事務局	竹内 浩文	市民生活部人権・男女共生課長
	小杉 賴子	市民生活部主幹（女性活躍支援担当課長）
	松丸 真奈	市民生活部人権・男女共生課係長
	青木 祐馬	市民生活部人権・男女共生課課員
	高橋 周平	市民生活部人権・男女共生課課員

●芦屋市男女共同参画推進本部幹事会委員名簿

令和5年3月現在

職務	氏名	役職名
委員長	大上 勉	市民生活部長
副委員長	竹内 浩文	市民生活部人権・男女共生課長
委 員	島津 久夫	企画部マネジメント推進課長
	宮本 剛秀	企画部広報国際交流課長
	篠原 あや	総務部文書法制課長
	長岡 良徳	総務部人事課長
	吉田 真理子	総務部コンプライアンス推進室長
	小杉 賴子	市民生活部主幹（女性活躍支援担当課長）
	平見 康則	市民生活部地域経済振興課長
	渡邊 一義	市民生活部上宮川文化センター長
	富松 正貴	市民生活部環境課長
	山川 尚佳	福祉部地域福祉課長
	田嶋 修	福祉部障がい福祉課長
	浅野 理恵子	福祉部高齢介護課長
	小川 智瑞子	こども・健康部子育て政策課長
	廣瀬 香	こども・健康部子ども家庭総合支援課長
	久保田 あすさ	こども・健康部主幹（子ども家庭総合支援担当課長）
	田中 孝之	こども・健康部ほいく課長
	伊藤 浩一	こども・健康部主幹（施設整備担当課長）
	辻 彩	こども・健康部健康課長
	竿尾 博司	都市建設部防災安全課長
	村江 宏太	消防本部総務課長
	竹内 典子	教育委員会管理部管理課長
	野村 大祐	教育委員会学校教育部学校教育課長
	岩本 和加子	教育委員会社会教育部生涯学習課長

事務局	松丸 真奈	市民生活部人権・男女共生課係長
	青木 祐馬	市民生活部人権・男女共生課課員
	高橋 周平	市民生活部人権・男女共生課課員

●芦屋市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指す施策を総合的に推進するために、芦屋市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の計画及び総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進のための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（平17.4.1・平19.4.1・一部改正）

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会議を総理する。
- 3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、市民生活部長をもって充て、副委員長及び委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事を代表し、会議を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

（平18.4.1・全改、平19.4.1・一部改正）

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、市民生活部長が指名する。
- 3 会議の議長及び副議長は、委員の互選とする。

（平19.4.1・一部改正）

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、男女共同参画推進を担当する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。 以下、省略

●芦屋市女性活躍推進会議委員名簿

令和5年3月現在

	氏 名	所 属 等
経験者 学識	◎ 中里 英樹	甲南大学文学部教授
団体代表	伊東 典子	芦屋市P T A協議会 顧問
	勝部 尚樹	特定非営利活動法人ファザーリングジャパン関西
	中村 馨乃信	芦屋市商工会 理事
	橋野 浩美	特定非営利活動法人あしや NPO センター事務局長
	平野 雅之	日本政策金融公庫 神戸東支店長
	渡利 綾子	JCR ファーマ株式会社 人事企画部 課長
関係者 就労・起業	須澤 美佳	起業家（株式会社ママントレ代表）
	○ 萩原 紫津子	産業カウンセラー キャリアコンサルタント
行政関係者	上畠 真理	西宮公共職業安定所 統括職業指導官
	島津 久夫	芦屋市企画部マネジメント推進課長
	中尾 裕子	兵庫県立男女共同参画センター 就業支援課長

◎会長 ○副会長

4. 計画の策定経過

本計画の策定にあたっては、市民・学識経験者・関係団体等の代表者等で構成される「芦屋市男女共同参画推進審議会」及び「芦屋市女性活躍推進会議」、市長を本部長とする「芦屋市男女共同参画推進本部」等において、本計画の基本的な考え方や施策の検討を行いました。

また、市民と職員を対象とした意識調査の実施や、パブリックコメントを通じた意見募集・集約を行いました。

開催（実施）日		開催（実施）事項	内 容
令和 2 年 度	令和3年1月13日～23日	第2回男女共同参画推進審議会 (書面開催)	男女共同参画に関する市民・職員意識調査の調査票（案）の検討
	1月27日～2月3日	第1回男女共同参画推進本部幹事会 (書面開催)	
	2月17日～22日	第1回男女共同参画推進本部会議 (書面開催)	
令和 3 年 度	7月21日	第1回男女共同参画推進審議会	市民・職員意識調査の実施について
	8月10日～18日	第1回男女共同参画推進本部幹事会 (書面開催)	
	8月25日～9月3日	第1回男女共同参画推進本部会議 (書面開催)	
	8月26日～9月17日	男女共同参画に関する市民・職員意識調査実施	市民・職員意識調査結果について
	令和4年1月13日～27日	第2回男女共同参画推進審議会 (書面開催)	
令和 4 年 度	2月4日～17日	第2回女性活躍推進会議	第5次男女共同参画行動計画ワザス・プラン骨子案の検討
	2月24日～3月7日	第2回男女共同参画推進本部幹事会 (書面開催)	
	3月10日～16日	第2回男女共同参画推進本部会議 (書面開催)	
	6月22日	第1回男女共同参画推進審議会	第5次行動計画策定に係る事業ヒアリング
	7月4日	第1回女性活躍推進会議	
	7月14日	第1回男女共同参画推進本部幹事会	第5次行動計画策定の経過報告
	7月27日	第1回男女共同参画推進本部会議	
	10月1日～11月1日	府内関係課ヒアリング	第5次行動計画策定の意見募集
	10月1日～11月1日	DV被害者支援ネットワーク会議	
	10月4日	男女共同参画団体協議会 (10月定例会)	
	11月1日	男女共同参画団体協議会 (11月定例会)	第5次行動計画原案の検討
	11月2日	第2回男女共同参画推進審議会	

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
11月 4日	第2回男女共同参画推進本部幹事会	
11月 9日	第2回男女共同参画推進本部会議	
12月 1日	市議会民生文教常任委員会報告	第5次行動計画原案の報告
12月16日～ 令和5年1月24日	市民意見の募集（パブリックコメント）	第5次行動計画原案に対する意見募集
1月 25日	第3回男女共同参画推進審議会	
1月 26日	第2回女性活躍推進会議	第5次行動計画（案）の確認
1月 27日	第3回男女共同参画推進本部幹事会	
2月 1日	第3回男女共同参画推進本部会議	
●月●日	市議会民生文教常任委員会報告	パブリックコメントの結果と 第5次行動計画（案）の報告

5. 男女共同参画推進のあゆみ（年表）

※平成3年（1991年）以降

平成(西暦)	芦屋市	兵庫県	国	世界(国連等)
平成3年 (1991年)	・市長室に「女性対策担当」設置（4月） ・市政モニター「アスハッフレディ」発足（11月）	・婦人・生活課を女性・生活課に、名称変更し、女性政策室を設置	・「育児休業法」の公布	
平成4年 (1992年)	・「女性に関する諸問題についての市民意識調査」実施（5～6月） ・「芦屋市女性施策推進懇話会」設置（6月） ・「芦屋市女性施策推進会議」設置（6月）	・県立女性センター開設		
平成5年 (1993年)	・市長室女性施策担当（組織改正）（4月） ・懇話会から提言「男女共同参画型社会の実現を目指して」提出（6月）		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム労働法」という。）の公布	
平成6年 (1994年)	・芦屋市女性センター設置（8月） ・女性の諸問題に関する相談事業開始（9月）		・男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置	・国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択
平成7年 (1995年)			・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択
平成8年 (1996年)	・企画財政部女性施策担当（組織改正）（4月）	・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定 ・女性政策室を男女共生推進室に改組	・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997年)	・「芦屋市男女共同参画推進本部」設置（9月） ・「芦屋市男女共同参画推進委員会」設置（12月）		・男女共同参画審議会設置 ・「介護保険法」公布	
平成10年 (1998年)	・「芦屋市男女共同参画行動計画ワイヤス・プラン」策定（6月）			
平成11年 (1999年)			・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
平成12年 (2000年)	・総務部女性施策担当（組織改正）（4月） ・DV専門相談開始（4月）	・男女共生推進室を男女共同参画推進室に名称変更	・「男女共同参画基本計画」閣議決定	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）
平成13年 (2001年)		・「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－」策定	・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行	
平成14年 (2002年)	・「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施（1～2月） ・市政モニター「アスハッフレディ」終了（3月）	・「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行 ・県立女性センターを県立男女共同参画センターに名称変更 ・男女共同参画推進室を課長（男女共同参画・ボランタリー担当）に改組		
平成15年 (2003年)	・「第2次芦屋市男女共同参画行動計画ワイヤス・プラン」策定（3月） ・担当名を「男女共同参画推進担当」に変更（4月）	・課長（男女共同参画・ボランタリー担当）を男女共同参画課に名称変更 ・「男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」策定	・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部閣議決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
平成16年 (2004年)	・総務部市民参画課に組織替え（4月）	・男女共同参画課を男女家庭課に名称変更	・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
平成17年 (2005年)			・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）
平成18年 (2006年)		・「ひょうご子ども未来プラン」策定 ・「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－後期実施計画」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」策定 ・県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設 ・「仕事との生活の調和と子育て支援に拘する三者合意」締結	・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	

平成(西暦)	芦屋市	兵庫県	国	世界(国連等)
平成 19 年 (2007 年)	・施設名を「芦屋市男女共同参画センター」に名称変更し、市民公募により愛称「ワイザスあしや」を決定（1月） ・市民生活部に組織替え（4月） ・「男女共同参画に関する市民意識調査」（5～6月）・「職員意識調査」（7月）を実施		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 20 年 (2008 年)	・「第2次芦屋市男女共同参画行動計画（後期計画）「ワイザス・プラン」策定（2月）	・男女家庭課を男女青少年課男女家庭室に改組	・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部策定	
平成 21 年 (2009 年)	・「芦屋市男女共同参画推進条例」制定（3月）、施行（4月） ・「芦屋市男女共同参画推進審議会」設置（4月）	・「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」改定 ・ひょうご仕事と生活センター開設 ・男女青少年課男女家庭室を青少年課男女家庭室に名称変更	・「育児・介護休業法」改正	
平成 22 年 (2010 年)	・「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画原案策定委員会」設置（6月）	・「新ひょうご子ども未来プラン」策定	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）
平成 23 年 (2011 年)	・「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」（芦屋市DV対策基本計画）策定（3月） ・「男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査」を実施（10～11月）	・「兵庫県男女共同参画計画-新ひょうご男女共同参画プラン21-」策定		・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足
平成 24 年 (2012 年)	・「芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」制定（12月）	・「第4次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・男女家庭室から男女家庭課に名称変更	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
平成 25 年 (2013 年)	・「第3次芦屋市男女共同参画行動計画「ワイザス・プラン」策定（3月） ・芦屋市男女共同参画センター公光町に移転、「芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」施行（4月）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成 26 年 1 月施行） ・「日本再興戦略」（閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる	
平成 26 年 (2014 年)		・「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定	・「パートタイム労働法」改正 ・「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に「女性が輝く社会」の実現が掲げられる	・第 58 国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
平成 27 年 (2015 年)		・「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 ・「兵庫県地域創生戦略」策定	・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・国連「北京+20」記念会合（第 59 国連婦人の地位委員会（ニューヨーク））第 3 回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択（目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児童の能力強化を行う）
平成 28 年 (2016 年)	・「男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査」を実施（8月）	・「ひょうご男女いきいきプラン 2020」策定	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	
平成 29 年 (2017 年)	・「第3次芦屋市男女共同参画行動計画「ワイザス・プラン一部改正版（女性活躍推進計画）」策定（3月）		・「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定 ・「刑法」改正（強姦罪を強制性交等罪へ変更）	
平成 30 年 (2018 年)	・「第4次芦屋市男女共同参画行動計画「ワイザス・プラン（第2次女性活躍推進計画を含む）」及び「第2回芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」策定（3月）		・「女性活躍加速のための重点方針 2018」策定 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布施行 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布施行	
平成 31 年	・芦屋市男女共同参画センター 分庁舎	・「兵庫県DV防止・被害者保護	・「女性活躍加速のための重点方	・G7 男女共同参画担当大臣会合

平成(西暦)	芦屋市	兵庫県	国	世界(国連等)
令和元年 (2019年)	（精道町）に移転	計画」（第4期）策定	針2019」策定 ・「女性活躍推進法」改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止対策の強化） ・「労働施策総合推進法」の改正	開催「男女平等に関するハリ宣言」
令和2年 (2020年)	・芦屋市ハートナーシップ宣言制度を導入		・「女性活躍加速のための重点方針2020」策定 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	・第64回国連女性の地位委員会「北京+25」（ニューヨーク）
令和3年 (2021年)	・「男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査」を実施（8～9月）	・「ひょうご男女いきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」を策定	・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」策定	
令和4年 (2022年)			・「女性版骨太の方針2022（女性活躍・男女共同参画の重点方針）」策定 ・「育児・介護休業法」の改正	
令和5年 (2023年)	・「第4次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザース・プラン（第3次女性活躍推進計画及び第3回芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画を含む）」策定（3月）			

6. 芦屋市男女共同参画推進条例

平成21年3月27日
条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第7条・第8条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第16条）

第4章 雜則（第17条）

附則

わたしたちの誰もが、学び、知っている「日本国憲法」には、すべての人は、個人として尊重され、その尊厳と基本的人権において平等である、とうたわれています。

これと同じ理想を掲げて、いま、その推進が国際的に展開されている「男女共同参画社会」の実現に、わたしたちのまち、芦屋市も、国や兵庫県とともに取り組んでいます。

誰もが、性別にかかわりなく社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野に参画できるとともに均等に責任を担い、しあわせを分かち合う、この「男女共同参画社会」を実現することは、わたしたち芦屋市民の願いです。

阪神・淡路大震災において、わたしたちは、老若男女関係なく、お互いが助け合い、支えあうことのすばらしさを体験しました。このあらゆる市民の参画と協働が、地域の社会・文化づくりに大きな力となつたことから、今後、男女共同参画の一層の推進が必要であることを知り、それが、これから社会やまちの様々な問題解決への道を拓くことを学びました。

わたしたちは、市、市民及び事業者等の協働の下、市民の一人一人が生き活きとゆたかに生活できる未来のあるまちとして、国際文化住宅都市芦屋に、「男女共同参画社会」の実現を決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画

的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人をいう。

(4) 事業者等 市内において営利、非営利を問わず、事業又は活動を行う個人、法人その他の団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の親密な関係にある者（過去に配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）から受ける身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき、推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨とすること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣習によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮すること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動を両立てて行うことができるようになること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な理解と協調の下に行われること。
- (6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるよう配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める男女共同参画の推進のための基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 市は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業又は活動において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い

- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、性別による人権侵害

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、広報、広告その他公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画推進施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市男女共同参画推進審議会に諮るものとする。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（実施状況の年次報告）

第10条 市長は、毎年、行動計画に基づく施策の実施状況をとりまとめた年次報告を作成し、公表する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（調査研究）

第12条 市は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うものとする。

（推進体制）

第13条 市長は、男女共同参画推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備を図るものとする。

（総合的な拠点施設の整備）

第14条 市は、男女共同参画推進施策を実施し、市

民等による男女共同参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

（男女共同参画の視点に立つ教育の推進）

第15条 市は、学校、家庭、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するための教育及び学習の充実に必要な措置を講ずるものとする。

（苦情等の申出の処理）

第16条 市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び提案（以下「苦情等」という。）を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合に

おいて、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、苦情等への対応に当たり、必要と認めるときは、芦屋市男女共同参画推進審議会の意見を聞くことができる。

第4章 雜則

（補則）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
以下、省略

7. 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国 の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての

役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同

参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議

すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議

員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

以下、省略

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

改正：平成十六年六月二日法律第六十四号

改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 費則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則 (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けた身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、

当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応すること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者か

らの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示

その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するため必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危

害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に對し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその

知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子

を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに對して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命ずなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令を取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正

本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十九条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受け

る身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者 又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項 から第四項まで、 第十一条第二項 第二号、第十二条 第一項第一号か ら第四号まで及 び第十八条第一 項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚を し、又はそ の婚姻が 取り消さ れた場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者

は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における

新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号

改正：平成二十九年三月三十一日法律第十四号

改正：令和元年六月五日法律第二十四号

改正：令和四年三月三十一日法律第十二号

改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雜則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推

進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められていて、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定め

るものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の

実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推

進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定によ

る届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七

項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。
(特例認定一般事業主の表示等)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行なう場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対し、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又是一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進する

ため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に閑して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行ふものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があ

ると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に關し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 責則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合

を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に關して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に關して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用についてでは、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三一日法律第一二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第

三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定

令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

— 第五百九条の規定 公布の日

10. 用語解説（50音順）

用語	解説
アンコンシャス・バイアス	自分の経験や育った環境、社会属性によって、自分でも気づかないうちに持つようになった物事の見方や考え方のゆがみ・偏りのこと。「無意識の偏見・思い込み」などと訳される。
ウィザス・プラン (With us Plan)	あらゆる人々が共に協力して男女共同参画社会をつくりあげていこうという意味が込められている。
M字カーブ	日本の女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴がある。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
SDGs	平成27(2015)年に開催された国際サミットの中で、令和12(2030)年までの行動計画に掲げられた「持続可能な開発目標」のこと。平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、17のゴール・169のターゲットから構成される。SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めている。
LGBT	L(レズビアン)、G(ゲイ)、B(バイ・セクシュアル)、T(トランスジェンダー)。順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、生まれたときに法律的・社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人。LGBTだけでなく、様々な性のありようがある。
エンパワメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていくとする考え方のこと。
健康寿命	日常的に介護を必要とせず、健康で自立した生活ができる期間のこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが毎年発表している、世界各国における男女格差を測る指標。4つの分野別指標や総合指標、順位等が発表される。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動についても自ら希望するバランスで展開できる状態であること。
人身取引	暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人を別の国や場所に連れ去り、売買し、売春や強制労働、臓器摘出等の榨取をすること。

用語	解説
ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨等の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉、性的羞恥心を害する事項を告げる行為等を反復して行うこと
性的指向	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指し、他に無性愛がある。
セクシュアル・ハラスメント	性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること
積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）	男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等にかかわりなく、多様な個性が力を發揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
地域活動団体・市民活動団体	地域活動団体とは自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消防団等。市民活動団体とは、地域で活動し、地域の課題解決等を行う団体
地域包括ケア	高齢者の尊厳の保持と生活自立の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）のこと
デートDV	親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。殴る・蹴るといった暴力だけではなく、相手の交友関係や行動を制限するなど、様々な形の暴力を含む。
配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））	夫やパートナー等親しい関係（婚姻関係にない恋人どうしを含む。）の間で生じる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別される。DV防止法では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きたことがあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介をはじめ、カウンセリング、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助等を行うところ
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと

用語	解説
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	<p>平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。</p>

第5次芦屋市男女共同参画行動計画
ウィザス・プラン

発行日 令和5年（2023年）3月
発 行 芦屋市 市民生活部 人権・男女共生課
〒659-0064
兵庫県芦屋市精道町8番20号分庁舎
TEL 0797-38-2518
FAX 0797-38-2175

第5次芦屋市男女共同参画行動計画
ウィザス・プラン

発行日 令和5年（2023年）3月
発 行 芦屋市 市民生活部 人権・男女共生課
〒659-0064
兵庫県芦屋市精道町8番20号分庁舎
TEL 0797-38-2518
FAX 0797-38-2175